

アスクル 資源循環プラットフォーム(クリアホルダー) 参加規約

アスクル株式会社は、商品の設計・企画から販売、使用後の再資源化、再商品化にいたるまでの商品ライフサイクル全体を通じ、バリューチェーン上のあらゆる主体における資源循環の取組を促進していきます。

アスクル株式会社(以下「アスクル」)が運営する「アスクル 資源循環プラットフォーム(クリアホルダー)」(以下「本資源循環プラットフォーム」)のご参加については「アスクル 資源循環プラットフォーム 参加規約」(以下「本規約」)が適用されます。本サイトから本資源循環プラットフォームへのご参加をお申込みいただいた場合は、本規約に同意のうえ、お申込みをいただいたものとみなします。

第1条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 本サイト

アスクルが運営する本資源循環プラットフォームのご案内サイト
<https://www.askul.co.jp/kaisya/shigen/>

(2) 参加者

本規約に定める、使用済みクリアホルダー(以下「クリアホルダー」)の譲渡、当該譲渡代金の寄付等を含む資源循環の取組への参加(以下「本資源循環プラットフォームへの参加」)を申し込み、アスクルから、本資源循環プラットフォームへの参加者として特定するための管理番号(以下「管理番号」)を発行された法人、団体(地方公共団体を含む)または個人

(3) 本資源循環プラットフォームパートナー

本資源循環プラットフォームの目的に賛同し、本規約に基づき参加者からアスクルに譲渡されたクリアホルダーの再資源化ならびに資源循環について、分別、輸送、加工、保管、原料販売、商品化、商品販売等の各段階においてアスクルに協力する企業

第2条 (本資源循環プラットフォームの目的)

本資源循環プラットフォームは、アスクルが参加者からクリアホルダーを譲り受け(原則として有償譲受とします)、自らまたは第三者をして、再資源化・当該資源を原料とした商品の製造・当該商品の販売を行い、または行わせることを通じ、資源の循環的利用を実現することを目的とします。

第3条 (管理番号の発行)

1. 本資源循環プラットフォームへの参加を希望する法人、団体(地方公共団体を含む)または個人は、本サイト上から、アスクルが指定する参加者に関する各種情報(以下「参加者情報」)を提供したうえで、クリアホルダーをアスクルに譲り渡すことを申し込むものとします。
2. アスクルは申込みの内容を確認後、申込者に対し管理番号を発行し、電子メール(その他の電磁的方法による情報提供を含む)で通知するものとします。
3. アスクルは、参加者情報に虚偽があるその他疑義があると判断した場合は、申込者に対し管理番号を発行しないことがあります。また、アスクルが別途定める特別の条件を満たす場合には、本サイトを通じた申込者以外に対し管理番号を付与する場合があります。

第4条(クリアホルダーの譲渡)

1. 参加者は、前条の管理番号を付したうえで、アスクルが本サイト上に定める指定送付場所(以下「指定送付場所」)に宛ててクリアホルダーを送付するものとします。送料は参加者の負担とします。なお、管理番号の発行を受けずにクリアホルダーを送付した場合、アスクルは受け取りを拒否し、または送付者の費用負担で返還することができるものとします。
2. クリアホルダーが指定送付場所に到着した時点で、当該クリアホルダーについて参加者から

アスクールに対する引き渡し完了し、所有権がアスクールに移転するものとします。

3. 参加者は、参加者と同じの企業グループに属する他の企業や同一フランチャイズチェーン下に属する他の企業等、一定の関係性のある第三者に対して、参加者と同じの管理番号を用いて、クリアホルダーの譲渡を行わせることができるものとします(以下「同一管理番号利用者」)。ただし、この場合、当該同一管理番号利用者に対し、本規約が適用されることについて、参加者の責任で事前に同意を得るものとします。なお、参加者は、同一管理番号利用者の行為は参加者の行為とみなされること、アスクールが同一管理番号利用者の行為を理由に参加者の参加の取消等の対応を実施する可能性があることについて、あらかじめ承諾するものとします。
4. 本資源循環プラットフォームにおいてアスクールに譲り渡されるクリアホルダーは、有償で取引される有価物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める廃棄物には該当しないものとします。

第5条（譲渡代金相当額の寄付）

1. クリアホルダー譲渡の対価(以下「譲渡代金」)は、本サイト上で定めるものとします。
2. 参加者は以下の事項についてあらかじめ了承するものとします。
 - (1)第4条第1項に定めるクリアホルダー引き渡し完了時点をもって、参加者のアスクールに対する譲渡代金債権が発生すること
 - (2)前号の譲渡代金債権発生を条件として、参加者の別途の意思表示なく、参加者からアスクールに対し、同額の金銭を特定の寄付先に寄付する旨の依頼が成立すること
 - (3)前号の寄付先は事前にアスクールが自らの裁量で選定して本サイト上に掲載されていること
 - (4)譲渡代金は、(2)の寄付依頼金に充当され、依頼と同時に(1)の譲渡代金債権は消滅すること
3. アスクールは、毎月末日締めで、同日までに譲渡されたクリアホルダーの種類・数量を集計し、本サイトまたはアスクールが運営するその他の Web 媒体(以下総称して「本サイト等」)に掲載し報告するものとします。また、アスクールが定める一定数量以上のクリアホルダーを譲渡した参加者に対しては、個別に報告するものとします。
4. アスクールは、毎年 4 月 1 日から 9 月末日、10 月 1 日から翌年 3 月末日までの期間の末日(以下「締切日」)をもって、各期間に受けた寄付依頼を集計し、当該締切日が属する月の翌々月末日までに寄付先に対し寄付金の支払いを行うものとします。
5. 寄付依頼金額の合計、寄付の実施状況等は、本サイト等に掲載する方法のみによって報告されるものとし、参加者は、アスクールが参加者への個別の情報提供・報告には応じられないことを、あらかじめ承諾するものとします。

第6条（資源循環プロセス）

1. アスクールは、参加者から譲渡されたクリアホルダーの全量について、アスクールが選定する資源循環パートナーの協力のもと、分別、輸送、加工、保管、原料販売、商品化、商品販売等の各資源循環プロセスが適切に行われることを自らの責任で管理するものとします。
2. アスクールは、資源循環プロセスの進捗状況について、第5条第5項の定めに従い、本サイト等に掲載する方法で報告するものとします。

第7条（参加者情報の変更）

1. 参加者情報に変更が生じた場合は、参加者は本サイト掲載の方法でアスクールに変更連絡を行うものとします。
2. 前項による変更連絡がなかったことによるアスクールからの連絡の延着または不達について、アスクールは一切責任を負わないものとします。

第8条（参加の取消）

参加者に以下に該当する事由が発生した場合、その他アスクールが合理的事由に基づき判断した場合は、アスクールは事前の催告等することなく、当該参加者の参加を取り消し、当該参加

者から提供されるクリアホルダーの受け取りを拒絶、または参加者の費用負担で返還することができることを、参加者はあらかじめ了承します。また、本条により参加を取り消された場合は再度の参加をお断りする場合があります。

- (1)参加者が差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売・租税公課の滞納処分を受けたとき、または法人の参加者が解散し、もしくは民事再生手続開始・会社更生手続開始、破産手続開始等の申立てがなされたとき
- (2)参加者が本規約の各条項の1つにでも違反したとき
- (3)参加者情報に虚偽の事項が含まれていること、または他人の情報を自らの情報として申告したことが発覚しまたはそのおそれがあるとき
- (4)前各号に準じ、本資源循環プラットフォームへの参加が不相当と認められるとき

第9条（注意事項）

1. 本サイト等の利用に必要な通信料等は、参加者の負担とします。
2. 本資源循環プラットフォームの運営方法を含む本サイト等で提供される情報の内容は、参加者への事前の通知なしに変更される場合があります。
3. 参加者は、理由のいかんを問わず送付したクリアホルダーの返還、交換を求めることはできないものとします。また、第5条の定めに基づく寄付の依頼を取り消すことはできないものとし、いかなる理由に基づいても寄付依頼金の返還、クリアホルダー譲渡代金の支払いを求めることはできないものとします。
4. アスクルおよび寄付先から、領収書その他一切の支払を証する書面等は発行されません。

第10条（禁止事項）

1. 参加者は、本資源循環プラットフォームの目的に賛同し、自らのためのみに本資源循環プラットフォームに参加できるものとし、商業目的での参加や、第4条第3項以外の者その他参加者の管理下以外の者からのクリアホルダーの譲渡を行う目的での参加はできません。
2. 参加者は本資源循環プラットフォームの参加に関して以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1)クリアホルダー以外の物品または廃棄物を指定送付場所に送付する行為
 - (2)アスクル、本資源循環プラットフォームパートナー、他の参加者等第三者の権利、利益、名誉・信用等を侵害するまたはその虞がある行為
 - (3)本資源循環プラットフォームの運営を妨害するまたはその虞がある行為
 - (4)法令に違反するまたは違反する虞がある行為。
3. 参加者は、本資源循環プラットフォームへの参加に係るいかなる権利義務も第三者に譲渡、承継その他の処分を行うことはできません。
4. 参加者は、本サイト等および本サイト等に含まれる内容につき、アスクルに無断で転載・複製・複写・修正・改変・公衆送信・頒布・貸与・翻訳・翻案・二次的著作物の作成、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他の利用を行うことはできず、また、第三者に譲渡、使用許諾、その他の処分を行うことはできません。

第11条（免責事項）

1. アスクルは、本資源循環プラットフォームの目的に照らし、善良なる管理者の注意義務をもって適切な運用を行い、透明性のある情報公開に努めるものとします。なお、譲渡された個々のクリアホルダーの再資源化状況や、当該資源から製造された商品について個別にトレースして開示することはいたしません。
2. アスクルは、十分な調査のうえ寄付先を選定するものとしますが、寄付先による寄付金額の用途、および寄付先の活動内容等の結果については一切責任を負わないものとします。
3. アスクルは、本資源循環プラットフォームの運営状況等、本サイト等を通じて報告する情報等について、可能な限り正確性を担保することに努めるものとしますが、正確性、完全性、および参加者の特定の目的に適合しまたは有効であること等につき、何ら保証するものではありません。

第12条（参加者情報の取扱い）

本資源循環プラットフォームにご参加するにあたりご提供いただいた参加者情報は、プライバシーポリシー(<https://www.askul.co.jp/guide/policy/privacy.html>)に基づき取扱います。

第13条（本資源循環プラットフォームの変更・停止等）

1. アスクルは、参加者に事前に通知することなく、本資源循環プラットフォームの全部または一部を変更、または廃止することができるものとします。
2. アスクルは、法令の改定、停電や天災などの不可抗力、システムの保守・復旧、またはその他のやむを得ない理由により、本資源循環プラットフォームの運営を中断することがあります。
3. アスクルは、本条第1項第2項に基づく行為に起因する参加者の損害等について、一切その責任を負わないものとします。

第14条（損害賠償）

1. 参加者が本資源循環プラットフォームへの参加にあたりアスクルに損害を与えた場合、参加者はアスクルに対しその被った損害を賠償する責めを負うものとします。
2. 本資源循環プラットフォームへの参加にあたりアスクルの責めに帰すべき事由により参加者が損害を被った場合、アスクルは参加者が本資源循環プラットフォームに提供したクリアホルダーの譲渡代金総額を上限として当該損害を賠償するものとします。ただし、アスクルの故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第15条（本規約の改定）

アスクルは、参加者の承諾を得ることなく、必要に応じて予告なしに本規約を改定できるものとします。この場合、アスクルは、遅滞なく本サイトに変更後の本規約を掲載するものとし、当該掲載後における本資源循環プラットフォームの運営については、変更後の本規約が適用されるものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

アスクルおよび参加者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1) 現在および将来にわたって、自らまたは自らの役員もしくは従業員（自らの業務に従事する者を含む）が、暴力団、暴力団員・準構成員・暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」）に該当しないこと。
- (2) 現在および将来にわたって、反社会的勢力等による経営の支配または実質的な関与がないこと、反社会的勢力等に対する資金提供または便宜供与、その他これらに準ずる反社会的勢力等との密接な関わりを有していないこと。
- (3) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損する行為、業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

第17条（合意管轄裁判所）

本資源循環プラットフォームの運営、参加等に関して参加者とアスクルとの間に争いが生じた場合、誠意をもって協議することとしますが、解決しない場合には東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（準拠法）

本規約は日本国法に基づき解釈されます。

<規約改定履歴>

※赤字は新しく記載した箇所・変更後の箇所、取消線は削除・変更された箇所を意味します。

※漢字から平仮名（もしくはその逆）への変換、全角から半角（もしくはその逆）への変換、振り仮名の訂正、明らかな誤字脱字、条項の削除追加による条項番号の変更、定義した文言への変更、その他の軽微な変更は、この「改定箇所」の表示の対象外とします。

◆2024年10月1日付 改定箇所

第8条（参加の取消）

(4)アスクルに対し、脅迫的な言動、暴力行為、アスクルの名誉・信用を毀損する行為、偽計または威力による業務妨害行為、および不当要求行為をしたとき

第16条（反社会的勢力の排除）

アスクルおよび参加者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1)現在および将来にわたって、自らまたは自らの役員もしくは従業員（自らの業務に従事する者を含む）が、暴力団、暴力団員・準構成員・暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」）に該当しないこと。
- (2)現在および将来にわたって、反社会的勢力等による経営の支配または実質的な関与がないこと、反社会的勢力等に対する資金提供または便宜供与、その他これらに準ずる反社会的勢力等との密接な関わりを有していないこと。
- (3)自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損する行為、業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

◆2023年1月1日付 改定箇所

第1条（定義）

(1) 本サイト アスクルが運営する本資源循環プラットフォームのご案内サイト

<https://askul.disclosure.site/ja/themes/93>

<https://www.askul.co.jp/kaisya/shigen/>

第5条（譲渡代金相当額の寄付）

3. アスクルは、毎月末日締めで、同日までに譲渡されたクリアホルダーの種類・数量を集計し、本サイトまたはアスクルが運営するその他の Web 媒体（以下総称して「本サイト等」）に掲載し報告するものとします。また、アスクルが本サイトに定める一定数量以上のクリアホルダーを譲渡した参加者に対しては、個別に報告するものとします。

4. アスクルは、毎年 ~~5月21日から11月20日~~、~~11月21日から翌年5月20日~~ **4月1日から9月末日**、**10月1日から翌年3月末日**までの期間の末日（以下「締切日」）をもって、各期間に受けた寄付依頼を集計し、当該締切日が属する月の翌々月末日までに寄付先に対し寄付金の支払いを行うものとします。

2022年3月30日 制定

2023年1月1日 改定

2024年10月1日 改定

アスクル株式会社